

真監査第 20 号
令和 8 年(2026 年)8 月 21 日

真庭市長 太 田 昇 様

真庭市監査委員 須 田 秀 之

真庭市監査委員 福 島 一 則

令和 7 年度岡山県中部環境施設組合一般会計歳入歳出決算
審査意見書の提出について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 218 条の 2 の規定に基づく岡山県中部環境施設組合の解散に伴う事務の承継に関する協議書第 3 項の定めにより審査に付された、令和 7 年度岡山県中部環境施設組合一般会計歳入歳出決算状況について審査を実施したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和 7 年度(2025 年度)

岡山県中部環境施設組合
決 算 審 査 意 見 書

一 般 会 計

令和 8 年(2026 年)8 月

真 庭 市 監 査 委 員

目 次

第1	基準に準拠している旨	4
第2	審査の種類	4
第3	審査の対象	4
第4	審査の着眼点	4
第5	審査の主な実施内容	4
第6	審査の実施場所及び日程	4
第7	審査の結果及び意見	4
I	総括	
(1)	決算の概要	5
II	一般会計	
(1)	概要	5
(2)	歳入	6
(3)	歳出	7
第8	財産に関する調書	9
第9	解散に伴う公有財産等の処分について	9
第10	むすび	10

- (注) 1 説明文中の当年度とは、令和7年度である。
- 2 文中の金額については、表示単位未満を四捨五入した。
- 3 文中及び各表中の比率は、表示単位未満を四捨五入しているため、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。
- 4 文中のポイントとは、パーセント間の単純差引値である。
- 5 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
- 「－」 該当数値のないもの
- 「△」 比較により減少したもの
- 「皆増」 前年度に数値がなく、全額増加したもの
- 「皆減」 当年度に数値がなく、全額減少したもの
- 「著増」 前年度と比較して著しく増加したもの
- 「著減」 前年度と比較して著しく減少したもの

令和7年度岡山県中部環境施設組合一般会計歳入歳出決算審査意見

この決算審査は、岡山県中部環境施設組合（以下「組合」という。）の解散に伴い、令和8年3月31日をもって打ち切られた組合の令和7年度決算について、地方自治法施行令第218条の2の規定に基づく「岡山県中部環境施設組合の解散に伴う事務の承継に関する協議書」第3項の定めにより、真庭市長から真庭市監査委員の審査に付されたものである。

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、真庭市監査基準（令和2年真庭市監査委員告示第4号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

決算審査

第3 審査の対象

地方自治法施行令第218条の2の規定に基づく「岡山県中部環境施設組合の解散に伴う事務の承継に関する協議書」第3項の定めにより真庭市長から審査に付された、次の会計に係る決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

令和7年度 岡山県中部環境施設組合一般会計歳入歳出決算

第4 審査の着眼点

市長から審査に付された決算が、地方自治法及び関係諸規定に準拠して作成されているか、決算の係数は正確であるか、予算の執行が適正で経済的かつ効果的に行われているか等を主眼とした。

第5 審査の主な実施内容

実査、立会、確認、証拠突合、帳簿突合、計算突合、分析手続、質問、観察、閲覧等の手法を組み合わせることにより、効果的かつ効率的に十分かつ適切な審査の証拠を入手して審査を行った。

また、解散に伴う財産の処分等について、関係職員から内容を聴取し審査を行った。

第6 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：真庭市久世 2927 番地 2 真庭市役所本庁舎

日程：令和8年6月2日から同年8月20日まで

第7 審査の結果及び意見

審査に付された一般会計歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、これらの係数は関係諸帳簿と符合し、適正に表示しているものと認められた。

審査の概要、一般会計の審査結果及び監査委員の意見は次のとおりである。

I 総括

(1) 決算の概要

一般会計における決算は、次のとおりである。

予算総額 718,521,000 円

歳入総額 719,241,772 円（予算現額に対する執行率 100.1%）

歳出総額 712,840,978 円（予算現額に対する執行率 99.2%）

一般会計の歳入歳出決算状況は、次のとおりである。

(単位：円，%)

区分	予算現額	歳入		歳出		歳入歳出差引額
		決算額	執行率	決算額	執行率	
一般会計	718,521,000	719,241,772	100.1	712,840,978	99.2	6,400,794

II 一般会計

(1) 概要

決算収支状況は、次のとおりである。

(単位：円，%)

区分	令和7年度	令和6年度	増減	増減率
予算現額	718,521,000	1,142,422,000	△ 423,901,000	△ 37.1
歳入決算額	719,241,772	607,344,945	111,896,827	18.4
歳出決算額	712,840,978	578,853,164	133,987,814	23.1
歳入歳出差引額	6,400,794	28,491,781	△ 22,090,987	△ 77.5
翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	0.0
実質収支額	6,400,794	28,491,781	△ 22,090,987	△ 77.5

歳入決算額が前年度と比べ 111,896,827 円（18.4%）、歳出決算額が前年度と比べ 133,987,814 円（23.1%）それぞれ増加している。

当年度の実質収支額は 6,400,794 円である。

単年度収支額（当年度の実質収支額－前年度の実質収支額）は前年度と比べ 22,090,987 円（77.5%）の減少となっている。

(2) 歳入

歳入の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円，％)

区分	令和7年度	令和6年度	増減	増減率
予算現額 (A)	718,521,000	1,142,422,000	△ 423,901,000	△ 37.1
調定額 (B)	719,241,772	607,344,945	111,896,827	18.4
収入済額 (C)	719,241,772	607,344,945	111,896,827	18.4
執行率 (C)/(A)	100.1	53.2	46.9	—
収納率 (C)/(B)	100.0	100.0	0.0	—
不納欠損額 (D)	0	0	0	0.0
差引額(B)-(C)-(D)=(E)	0	0	0	0.0
未還付額 (F)	0	0	0	0.0
収入未済額 (E)+(F)	0	0	0	0.0

予算現額に対する収入済額の割合（執行率）は100.1％（前年度53.2％）、調定額に対する収入済額の割合（収納率）は100.0％となっている。

ア 歳入の構成（自主財源）

(単位：円，％)

款別	令和7年度		令和6年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減	増減率
自主財源	719,241,772	100.0	607,344,945	100.0	111,896,827	18.4
分担金及び負担金	673,585,000	93.7	534,652,000	88.0	138,933,000	26.0
手数料	14,012,150	1.9	19,727,740	3.3	△ 5,715,590	△ 29.0
財産収入	1,091,460	0.2	23,681	0.0	1,067,779	著増
繰越金	28,491,781	4.0	40,375,573	6.6	△ 11,883,792	△ 29.4
諸収入	2,061,381	0.3	12,565,951	2.1	△ 10,504,570	△ 83.6
合計	719,241,772	100.0	607,344,945	100.0	111,896,827	18.4

歳入決算額に占める自主財源は、719,241,772 円で、前年度と比べ 111,896,827 円増加している。主なものは分担金 673,585,000 円である。

イ 款別決算の状況

(単位：円, %)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	執行率	収納率	収入済額の 構成比率
分担金及び負担金	673,585,000	673,585,000	673,585,000	0	0	100.0	100.0	93.7
使用料及び手数料	13,936,000	14,012,150	14,012,150	0	0	100.5	100.0	1.9
財産収入	1,090,000	1,091,460	1,091,460	0	0	100.1	100.0	0.2
繰越金	28,491,000	28,491,781	28,491,781	0	0	100.0	100.0	4.0
諸収入	1,419,000	2,061,381	2,061,381	0	0	145.3	100.0	0.3
合計	718,521,000	719,241,772	719,241,772	0	0	100.1	100.0	100.0

執行率は、予算現額に対する収入済額の割合（収入済額／予算現額×100）。

収納率は、調定額に対する収入済額の割合（収入済額／調定額×100）。

(3) 歳出

歳出の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円, %)

区分	令和7年度	令和6年度	増減	増減率
予算現額	718,521,000	1,142,422,000	△ 423,901,000	△ 37.1
支出済額	712,840,978	578,853,164	133,987,814	23.1
執行率	99.2	50.7	48.5	—
翌年度繰越額	0	542,150,000	△ 542,150,000	皆減
不用額	5,680,022	21,418,836	△ 15,738,814	△ 73.5

予算現額に対する支出済額の割合（執行率）は99.2%（前年度50.7%）となっている。

翌年度繰越額は、0円で前年度に比べ皆減となっている。

不用額は、前年度と比べ15,738,814円（73.5%）減少している。

ア 款別決算の状況

(単位：円，％)

款	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率	前年度支出済額	増減	増減率
議会費	165,000	94,500	0	70,500	57.3	103,000	△ 8,500	△ 8.3
衛生費	711,276,000	706,669,308	0	4,606,692	99.4	558,792,773	147,876,535	26.5
諸支出金	6,080,000	6,077,170	0	2,830	100.0	19,957,391	△ 13,880,221	△ 69.5
予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0.0	0	0	—
合計	718,521,000	712,840,978	0	5,680,022	99.2	578,853,164	133,987,814	23.1

執行率は、予算現額に対する支出済額の割合（支出済額／予算現額×100）。

増減率は、前年度支出済額に対する増減の割合（増減／前年度支出済額×100）。

第8 財産に関する調書

財産の決算年度中の増減及び年度末の状況は、次のとおりである。

(1) 公有財産 (単位：㎡)

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
土地	73,453	△ 1,390	72,063
建物	3,652	△ 2,239	1,413

決算年度末現在高は、前年度に比べ、土地が 1,390 ㎡、建物が 2,239 ㎡減少している。
これは、最終処分場用地の一部売却と焼却炉の解体撤去等によるものである。

(2) 物品 (単位：台)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
車 両	10	0	10

決算年度末現在高は、前年度と同じである。

(3) 基金 (単位：円)

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
施設解体等基金	134,437,826	11,077,170	145,514,996

決算年度末現在高は、前年度に比べ 11,077,170 円増加している。

第9 解散に伴う公有財産等の処分について

(1) 公有財産（土地、建物）及び物品（車両）について

令和8年3月31日現在の公有財産（土地、建物）のうち、最終処分場の土地、建物は、美咲町に引き継いだ。

これらを除いた公有財産（土地、建物）及び物品（車両）については、真庭市に引き継いだ。

(2) 基金及び歳計現金について

令和8年3月31日に組合が保有する施設解体等基金 145,514,996 円については、真庭市が設置した真庭市一般廃棄物最終処分場解体等基金に引き継いだ。

また、歳計現金（歳入支出差引残額） 6,400,794 円についても、真庭市に引き継いだ。

第10 むすび

昭和44年6月に旧落合町・旧北房町のごみ処理を目的に「落合町・北房町清掃施設組合」が設立され、その後、平成2年10月に旧旭町が加わり、「岡山県中部環境施設組合」に名称変更し、真庭市（旧落合町・旧北房町）及び美咲町（旧旭町）のごみ処理を一部事務組合として共同で実施してきた。

平成28年度から美咲町（旧旭町）のごみ処理は、「津山圏域資源循環施設組合」へ移管され、また、真庭市でも令和7年1月の真庭くらしの循環センター（まにくるーん）の本格稼働に伴い、可燃ごみの減量が図られることから、真庭市内焼却施設の集約化を行った。

これらにより、組合の焼却施設は令和6年度・7年度に解体工事を行い、組合は、令和8年3月31日をもって、一部事務組合としての組織を解散した。

今後は、「岡山県中部環境施設組合の解散に伴う事務の承継に関する協議書」の規定に基づき、美咲町江与味地区にある最終処分場にあつては、国の廃止基準を満たし、最終処分場の廃止、浸出水処理施設解体工事が行われるまで、承継事務を適正に履行しまた、南部地区中継施設も併せて、該当地域の生活環境の維持向上を図られるよう留意されたい。